

周南市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

周南市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月16日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 小林 雄二

周南市議会会議規則の一部を改正する規則

周南市議会会議規則（平成15年周南市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「会議時間」を「開議時刻」に改め、同条第1項中「会議時間」を「開議時刻」に改め、「から午後5時まで」を削り、同条第2項中「会議時間」を「開議時刻」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

周南市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
(<u>会議時間</u>) 第8条 <u>会議時間</u> は、午前9時30分から午後5時までとする。	(<u>開議時刻</u>) 第8条 <u>開議時刻</u> は、午前9時30分 _____とする。
2 議長は、必要があるときは、 <u>会議時間</u> を変更することができる。ただし、出席議員の1人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。	2 議長は、必要があるときは、 <u>開議時刻</u> を変更することができる。ただし、出席議員の1人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。
3 (略)	3 (略)